

石巻市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

改正 令和5年 2月24日
令和3年11月26日
平成31年2月26日
石巻市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）では、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられている。

本市の農業は、水稻を基幹作物とし、施設野菜、露地野菜、花き及び畜産等を加えた複合経営によって発展してきたが、近年、担い手の高齢化や兼業化の進行、他産業への後継者の流出による就農者の減少及び都市化の進展による優良農地の減少などにより、経営形態が変化してきた。

大規模農家等へ農地を委託する動きがある一方で、新たな事業や6次産業化への取り組みを始める経営体、集落営農の組織化や法人化の動きが活発になるなど、新たな農業展開の可能性が広がっているが、経営の効率化に向け担い手への農地利用の集積・集約化の推進を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものという。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組む必要がある。

以上のような観点から、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、法第7条第1項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（以下、「指針」という。）として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する宮城県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び改正基盤法第6条第1項に規定する石巻市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和3年3月)	9,770 ha	112 ha	1.1 %
3年後の目標 (令和6年3月)	9,770 ha	82 ha	0.8 %
目 標 (令和8年3月)	9,770 ha	66 ha	0.7 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

推進委員等による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を実施し遊休農地の早期発見に努めるとともに、同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「意向調査」という。）を実施し、その結果を踏まえ同法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

意向調査の結果を受け、農地中間管理機構への貸付け手続きを推進する。

③ 農地の貸借について

改正基盤法に基づく利用権の設定等による農地の貸借を推進する。

④ 非農地判断について

利用状況調査等によって、再生利用困難と判定された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和3年3月)	9,770 ha	7,125 ha	72.9 %
3年後の目標 (令和6年3月)	9,770 ha	7,539 ha	77.2 %
目 標 (令和8年3月)	9,770 ha	7,815 ha	80.0 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

地域ごとに人と農地の問題解決のため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに参画する。

② 農地中間管理機構等との連携について

市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
令和2年度実績	2 経営体 (1.1 ha)
令和3年度～令和5年度（3年間）の目標	3 経営体 (1.5 ha)
令和6年度～令和7年度（2年間）の目標	2 経営体 (1.0 ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県、市、農地中間管理機構、農協等の関係機関と連携し、就農に関する支援策等の情報提供を行い、必要に応じて現地見学や相談会等の就農支援の機会を設け、就農希望者のサポート及び確保を図る。

② 農業委員会のフォローアップ活動及び地域への溶け込み支援について

農業委員及び推進委員は、新規参入者について、地域の受入条件の整備や調整などの、受け入れの支援を継続して行う。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、農地中間管理事業も活用して、企業の参入を推進する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

市において作成される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家に対する農業経営の意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の推進
- ・「地域計画」の見直しへの協力